

# 普代村移住コーディネーターの募集について

村では、移住・定住施策の推進を図るため、「普代村移住コーディネーター（普代村会計年度任用職員：パートタイム）」を募集します。

## 1 受付期間

令和8年6月10日(水)～令和8年6月23日(火)

※ 受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

※ 郵便で送付のものは、令和8年6月23日(火)必着

## 2 受験手続

(1) 申込用紙の請求

ア 直接請求

普代村役場政策推進室で配布します。

また、普代村ホームページからダウンロードできます。

イ 郵便請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「普代村移住コーディネーター申込請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（A4判サイズ）を同封のうえ、普代村役場政策推進室に請求してください。

(2) 受験の申し込み

ア 申込用紙に必要事項を記入して、政策推進室に提出してください。

イ 申し込みの際には、申込書の所定の箇所に写真を必ず貼ってください。

ウ 郵便で申し込む場合は、封筒の表に「普代村移住コーディネーター申込」と朱書きしてください。

## 3 応募資格及び採用予定人数等

| 職種         | 職務内容  | 採用予定数 | 応募資格   | 勤務日数・勤務時間数                 | 勤務場所     | 給料（報酬）額<br>基礎額～上限額      |
|------------|---|-------|--|----------------------------|----------|-------------------------|
| 移住コーディネーター | ・移住希望者への対応、窓口対応、電話対応、メール対応、情報発信、データ入力等<br>・一般行政事務補助 | 1人    | ・パソコンの基本操作（ワード・エクセルなど）<br>・普通自動車運転免許<br>・普代村に居住している村外出身者 | 週5日（月～金）<br>週30時間<br>1日6時間 | 役場<br>庁舎 | 月額152,593円<br>～175,819円 |

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・普代村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し又はこれに加入した者

## 4 試験の日時及び場所

| 試験日                                  | 場所                                  |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 令和8年6月25日(木)～<br>令和8年6月26日(金)のいずれかの日 | 場所等詳細については、後日発送する「試験実施通知書」を御確認ください。 |

## 5 試験の方法及び内容

|      |  |
|------|--|
| 書類審査 | 提出された普代村会計年度任用職員採用試験申込書をもとに、仕事に対する意欲、適正等を審査します。        |
| 人物試験 | 主として人物、識見、公務員としての適格性、対人関係能力及び一般的な知識や教養等みるため、個別面接を行います。 |

## 6 その他

- (1) 試験の可否については、受験者全員に通知します。
- (2) 採用決定後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律261号）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件付とし、採用後1箇月間を良好な成績で勤務したとき会計年度任用職員として正式採用となります。

## 7 勤務条件等

- (1) 任用期間  
1会計年度内（採用の日から最長で令和9年3月31日まで）
- (2) 勤務時間  
月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分までの間で勤務時間が割り振られます。
- (3) 給与
  - ア 給料（報酬）  
月額152,593円～175,819円
  - イ 手当等
    - 期末手当、勤勉手当  
・基準日（6月1日、12月1日）において任用期間が6か月以上で、週の勤務時間が15時間30分以上の要件を満たす場合に支給
    - 通勤手当  
常勤職員に準じて支給
- (4) 社会保険等  
共済保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険が適用されます。
- (5) 休暇  
年次休暇、病気休暇、特別休暇
- (6) 服務  
会計年度任用職員は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法に規定する服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。

## 8 お問い合わせ先

〒028-8392 岩手県下閉伊郡普代村9-13-2 普代村政策推進室

電話 0194-35-2114(内線 110) mail [f-seisaku@vill.fudai.iwate.jp](mailto:f-seisaku@vill.fudai.iwate.jp)